



令和5年10月5日

令和6年度 予算編成方針



1 国・県の経済状況と動向

我が国を取り巻く経済情勢は、内閣府が令和5年9月26日に発表した月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、「加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」と掲げ、令和6年度予算編成に向けた考え方としては、

「①日本経済の本格的な回復と新たな成長、②経済・財政一体改革の着実な推進、③構造的賃上げの実現や少子化対策・こども政策の抜本強化などを含めた新しい資本主義の加速といった重要政策課題への必要な予算措置、④中長期視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進める。」としている。

一方、神奈川県の場合としては、財務省関東財務局横浜財務事務所による令和5年7月判断の経済情勢報告によると、国と同様に、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が持ち直す中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、県が令和5年9月7日に公表した令和6年度当初予算編成方針における、令和6年度の財政見通しは、「歳入面では、引き続き個人所得や企業収益の増加により、県税を中心に一定程度の増収が期待できるが、歳出面においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い感染症対策費等が減少するものの、介護・医療・児童関係費や県有施設の更新等の政策的経費、公債費は増加することで、概ね300億円の財源不足を見込んでいる。」としており、このよ

うな状況を踏まえた予算編成方針は、「新たな総合計画の策定に向けた議論を踏まえ、デジタルの力を県政課題の解決に積極的に活用するとともに、子ども・子育て支援の取組、脱炭素社会の実現、当事者目線の障がい福祉の実現など、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応し、物価高騰については、国の動向等を踏まえ、適切に対応していく必要がある。」としている。

2 町の財政状況と今後の見通し

町の財政状況と今後の見通しとしては、歳入面では、町の歳入のなかで太宗を占める町税収入は、令和4年度に94億円を超え、近年のなかでは最大規模となっており、国・県ともに、今後、景気は緩やかに回復していくことが想定されていることから、町においても、引き続き堅調な町税収入が期待できるものの、景気等の影響による下振れリスクにも十分留意する必要がある。

一方、歳出面においては、支出が法令などで義務付けられ、任意に縮減することができない義務的経費（人件費・公債費・扶助費）について、扶助費では、障害福祉費や児童福祉費は引き続き増加が見込まれ、公債費においても、田端西地区まちづくりの進捗や、公共施設の更新などに伴う新たな借入による増加が見込まれることで、義務的経費全体でも増加傾向が続くものと考えられる。

また、令和5年度に寒川学校給食センターを新設したことに伴い、建物購入費の償還開始や、小・中学校の完全給食化による関連経費の増加、不安定な海外情勢を要因としたエネルギー価格・物価高騰の継続は、町の多くの予算にも影響してくること、国の動きと連動して実施する、少子化対策や子ども施策の充実をはじめ、カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みといった、新たな行政課題の必要性はさらに増加することが考えられ、これらの新たなニーズに的確に対応するためには、さらなる財政需要の増加も見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続いていくものと考えられる。

3 寒川町総合計画 2040 第 1 次実施計画における財政計画

(1) 寒川町総合計画 2040 第 1 次実施計画の概要

実施計画とは、町が実施する具体的な取り組み等を示すもので、町民のこころ豊かな暮らしを実現するため、寒川町総合計画 2040 の基本構想に定めるまちの将来像「つながる力で 新化するまち」を実現することを目的としている。第 1 次実施計画は、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間で計画期間とし、次の 6 つの基本目標の達成を目指している。

第 1 章	まちづくりの原動力となるひとづくり
第 2 章	生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり
第 3 章	こころ穏やかに暮らせるまちづくり
第 4 章	安全・安心に暮らせるまちづくり
第 5 章	時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり
第 6 章	まちづくりのための基盤づくり

(2) 財政計画

第 1 次実施計画(令和 3 年度から令和 6 年度まで)の一般会計財政計画は次のとおりである。

年度	財政計画 (千円)
令和 3 年度	14,865,000
令和 4 年度	14,934,052
令和 5 年度	16,257,148
令和 6 年度	15,173,429

第 1 次実施計画の最終年度にあたる令和 6 年度の財政計画は、約 152 億円の予算規模となっている。

歳出面では、公共施設再編計画に基づく各事業、令和 5 年度に新設した学校給食センターの建設にかかる償還開始、障害福祉費や児童福祉費などの扶助費は引き続き増加が見込まれるほか、エネルギー価格・物価高騰の影響による各事業費の増加が考えられる。

一方、歳入面では、堅調な町税収入が期待できるものの大幅な増加は見込めないことから、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政状況が続くことが想定され、今後の財政運営を持続可能なものとするためにも、常に事業の見直しを行い、基本目標達成に向けて不断の努力を行う必要がある。

4 予算編成基本方針

町のブランドスローガン『「高座」のこころ。』にあらわされる「穏やかさ、優しさ、あたたかさ」を念頭に置き、「寒川町総合計画 2040」に掲げるまちの将来像である「つながる力で 新化するまち」の実現に向け、令和6年度の予算編成基本方針を次のとおり定めるものとする。

なお、予算要求にあたって各施策責任者（部長級職員）は、予算編成基本方針を踏まえ、各事業の徹底した見直しを行い、施策間及び施策内の調整を行ったうえで、財政計画の範囲内において要求することを基本とするが、予算要求後に社会情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整することとする。

(1) 寒川町総合計画 2040 第1次実施計画の最終年度を踏まえた取り組み

令和6年度は、「寒川町総合計画2040第1次実施計画」の最終年度となることから、目標達成に向けて事業をより一層効果的に推進させるため、これまでの事業成果を検証し、成果・効果が見込めない事業については内容を積極的に見直すなど、各施策の目標達成に向けた取り組みを推進すること。

(2) 将来（次期実施計画）を見据えた取り組み

令和7年度から令和10年度を計画期間とする次期（第2次）実施計画を見据え、町が将来進むべき方向性の礎となる予算編成であることを認識したうえで、未来に向けたまちづくり、カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション（DX）といった、新たなニーズを踏まえた取り組みを推進すること。

(3) 持続可能な行財政運営の取り組み

将来にわたり持続可能な行財政運営を行うためには、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的な執行の観点から事業内容を見直すほか、民間活力の活用なども検討すること。

また、国・県などの補助事業等の情報収集に努め、補助金が活用できるよう関係機関と積極的に連携や折衝を図り財源確保に取り組むとともに、基金の有効活用、利用料や受益者負担の適正化、広告掲載等による収入の確保、保有する財源の有効活用や売却、公共施設のネーミングライツ導入など、創意工夫と多角的な視点で歳入確保を行うこと。

5 予算編成における留意事項

(1) 総括的な事項

- ①単に単年度の歳入を増やし、歳出を抑制するというだけでなく、中長期的・総合的な観点から最大限町民の幸せと誇り（住民福祉の増進）につながることを前提にすること。
- ②まちの将来像である「つながる力で 新化するまち」を実現するため、これまで以上に協働によるまちづくりを推進し、行政のみによる取り組みだけではなく、町民や町内外の民間企業、団体の協力を得て共に取り組むことでより高い効果が見込める事務事業がないか再確認すること。
- ③第1次実施計画搭載の施策及び事務事業の推進に係る事中評価等で把握された課題等を踏まえ、より効果的な事業推進が図られるようにすること。
- ④部課等の長は、部・課を経営する「経営者の立場」あるいは「部・課内を総括する立場」として施策・事業を掌握し、特に部等の長においては施策の責任者であることから、全ての要求額を費用対効果の視点も踏まえて精査すること。

(2) 歳入に関する事項

- ①町税については、今後の景気動向、企業の業績、税制改正をめぐる様々な論議を注視するとともに、的確な課税客体の把握に努めること。さらに、課税客体の現況と課税上の取扱いの整合性を再確認し、適正課税の確保に努めるとともに、収納率の向上を図り、積極的な税収確保に努めること。
- ②分担金及び負担金については、事業の性格、実施規模、他市町村の状況を踏まえ、負担の適正化を図り本要求すること。
- ③使用料については、町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、これまで無料であったものも含め、現負担額が適正であるか十分検討するとともに、手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に沿った対応をとること。
- ④国県支出金については、経済情勢、国、県の予算編成及び地方財政措置等の動向を十分見極め、新たな補助金獲得に積極的に努めるとともに、既存補助金については過去の収入実績を勘案して、確実な額の把握に努めること。特に、県支出金については、県担当部局と連絡を密に行い情報収集を図るとともに、県補助金が廃止及び減額される場合は、歳出予算の見直しを迫られることから企画政策課及び財政課と協議すること。

- ⑤町債については、「プライマリーバランスの黒字化維持」の観点からその発行等は慎重に考察し、やむを得ないもののみとすること。
- ⑥不動産（土地・建物等）の購入、売却及び公共施設再編計画で計画されていない公共建築物の整備等については、予算要求前に公共施設マネジメント検討委員会に付議し、決定されていること。
- ⑦広告掲載料やネーミングライツ導入などにより、新たな財源確保に積極的に努めること。また、基金については、設置目的に沿った事業の財源として、適時かつ有効な活用を図ること。
- ⑧行政財産については、その目的とする事業に支障がない限り、行政財産の目的外使用を認め、財産収入の確保を図るとともに、各課等において管理する重要物品を含め財産の活用、売却等について再度精査すること。
- ⑨町税や保険料等の収入未済額については、負担公平の原則から縮減に向けてあらゆる努力をし、収納率の向上に一層の取り組みの強化を図り、時効等により徴収不納とならないよう特に注意を払うこと。

(3) 歳出に関する事項

- ①総合計画 2040 第 1 次実施計画の令和 6 年度新規事業調査にかかる町長ヒアリングや実施計画の進行管理に係る事中評価結果及び副町長ヒアリング等を踏まえ、本予算編成方針及び留意事項等に沿って本要求すること。また、成果がない事業や効果が薄い事業については成果等が見込める事業への組み替えや抜本的な実施方法の見直しなどを行い、出来ない場合は原則として事業を廃止すること。
- ②会計年度任用職員の予算要求にあたっては、その事務事業の内容を十分検討し、不要不急事務等の徹底した排除を行い、安易に職員を雇用することがないように努めること。やむを得ず予算要求する場合は、必ず人事課と事前調整をしてから予算要求を行うこと。
- ③旅費については、近隣及び電車では不便な場所については公用車対応とし、公用車対応外の場合には、寒川町職員の旅費に関する条例第 6 条前段の趣旨のもと、必要最低限度の人員で計上すること。また、できる限りオンライン会議を活用するなど、会議の在り方を工夫、検討すること。視察研修などにかかる旅費以外の関連費用については、事前に人事課及び財政課と十分調整を行うこと。

- ④需用費については、エネルギー価格・物価高騰による影響も踏まえたうえで、経費の徹底した見直しを行い、真に必要なものだけを計上すること。特に、消耗品費等においては、「寒川町広告付き物品の提供の取扱いに関する要綱」を最大限に活用するなど、安易に計上しないこと。
- ⑤委託料については、その事業内容、必要性を十分検討した上で、適正な額を計上すること。特に、管理・保守点検等の委託については、その内容の徹底した見直しを行うこと。さらに、職員で対応できる業務（特に、計画策定、調査委託、工事等の設計、監理）等については最大限削減すること。なお、工事等の設計については適正な設計内容が担保されるよう留意すること。
- ⑥公共施設の計画的な更新・修繕費等については、公共施設再編計画に基づくもののみ要求を認めることとする。なお、利用者の安全確保など緊急やむを得ないものは別途要求を認めることとするが、あらゆる角度から修繕等の必要性を検証し論理的に説明できるものに限定し、必ず財産管理課と事前調整をしてから予算要求を行うこと。
- ⑦債務負担行為の設定に当たっては、設定期間中における支出額の偏りについて留意すること。
- ⑧補助金については、公費支出の妥当性、補助事業の目的及び効果（成果）を検証した上で関係者と調整し、計上すること。特に、事業費補助の視点から、団体が実施する事業に要する費用として最低限度のものに限り補助を行うようにすること。また、補助団体における繰越金及び自立性（自主財源の確保）について確認すること。なお、茅ヶ崎市等の行政間での支出が必要な補助金等については、関係機関等と十分に調整を行うこと。
- ⑨義務的経費のうち特に扶助費においては、町単独事業、横出し及び継ぎ足し単独分について、事業の必要性を含め精査し、見直しを図ること。

(4) 特別会計予算に関する事項

- ①前記事項に準じて行うが、地方自治法第 209 条第 2 項及び特別会計条例の本来の趣旨に則り、経営効率の改善を進めること。
- ②使用料・保険料などの町民負担の適正化を念頭に財源の確保を図り、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減・合理化に努めること。
- ③一般会計からの繰入金については、法定（基準内）である一般事務経費などを削減するとともに、基準外繰入金充当先についても再度精査し、一般会計の過度な負担とならないよ

う努めること。

(5) その他

- ①各部・課等に関連する事務事業については、施策責任者の指示の下、関係部課等との連携を密にし、十分協議のうえ、効率性、統一性を欠くことのないよう予算計上すること。
- ②予算と関連する条例及び規則等の制定、改廃等の諸準備については、総務課と協議を行うこと。
- ③建築営繕に係る設計、工事等の予算見積については、財産管理課へ依頼し、協議したうえで予算計上すること。
- ④「公の施設の管理運営」については、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る観点から、民間事業者のノウハウ等を活用することにより効率的かつ効果的に公共サービスを提供することが期待できる「指定管理者制度」や「PPP/PFI手法」の導入を積極的に検討すること。
- ⑤本要求にあたっては、まちづくり懇談会や各種審議会等、議会のほか、監査委員の意見、指摘事項等についても十分把握・認識し、検討のうえ予算要求に反映させること。
- ⑥細部については、「令和6年度当初予算本要求要領」によること。
- ⑦その他、情勢の変化に伴う連絡事項については、必要の都度、通知する。